

議案第41号

令和3年度鹿児島県病院事業特別会計予算

(総則)

第1条 令和3年度鹿児島県病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 936床

(2) 患者数

延入院患者数	274,164人	1日平均入院患者数	751人
延外来患者数	256,497人	1日平均外来患者数	1,056人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		19,110,529千円
第1項 医業収益		15,812,718千円
第2項 医業外収益		3,297,811千円
	支	出
第1款 病院事業費用	20,336,366千円	
第1項 医業費用	20,244,340千円	
第2項 医業外費用	82,026千円	
第3項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 503,088千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		3,931,842千円
第1項 企業債		2,698,000千円
第2項 他会計負担金		610,610千円
第3項 国庫補助金		54,366千円
第4項 基金繰入金		568,866千円
	支	出
第1款 資本的支出	4,434,930千円	
第1項 建設改良費	3,895,320千円	
第2項 企業債償還金	521,164千円	
第3項 長期貸付金	15,520千円	
第4項 基金積立金	2,926千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県立病院施設整備事業（新薩南病院整備事業）	令和4年度	6,049,118千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	県立病院の施設及び設備の整備事業
限 度 額	2,698,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行
利 率	年7.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 11,850,403千円
- (2) 交 際 費 565千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は 2,076,130千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	X線CT診断装置	1台

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一